

令和4年3月18日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

# 文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

|    |                             |   |
|----|-----------------------------|---|
| I  | 県教育委員会における今後の教育活動等について----- | 1 |
| II | Web合格発表におけるシステム障害について-----  | 4 |

# I 県教育委員会における今後の教育活動等について

## 1 公立学校における対応について

### (1) 県立学校

令和4年3月22日以降も、当面の間は、感染・伝播性の高いオミクロン株の影響等も踏まえ、児童・生徒の安全安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら対応していく。

#### <高等学校、中等教育学校>

ア 当面の間は、朝の時差通学を継続することとし、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

イ 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校等に移行できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

#### <特別支援学校>

当面の間は、時差通学及び短縮授業を継続することとし、改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

### 【県立学校における児童・生徒への対応】

#### ア 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間は臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。
- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。

- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

#### イ 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

#### ウ 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

#### エ 学校行事等について

##### (ア) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

##### (イ) 入学式について

- 感染防止対策を徹底して実施する。
- 実施に当たっては、次のように対応する。
  - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保)
  - ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、原則として生徒1人につき保護者1人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。)

#### オ 学年末・学年始休業期間中の対応について

- 休業期間中も家庭における健康観察を継続し、外出する際は基本的な感染防止対策を徹底すること、また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養することについて、家庭に協力を依頼する。
- 部活動等で登下校する場合は、マスクの着用、手指衛生、換気の徹底などの基本的な感染防止対策を徹底する。特に登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むよう促す。

#### (2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼する。

## 2 県立社会教育施設における対応について

社会教育施設については、基本的な感染防止対策を徹底しながら次のとおり対応する。

- 博物館、美術館は、通常開館とする。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。
- 図書館は、引き続き通常どおり開館とする。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。

※ なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。

※ この対応について、県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に通知を発出した。

## II Web合格発表におけるシステム障害について

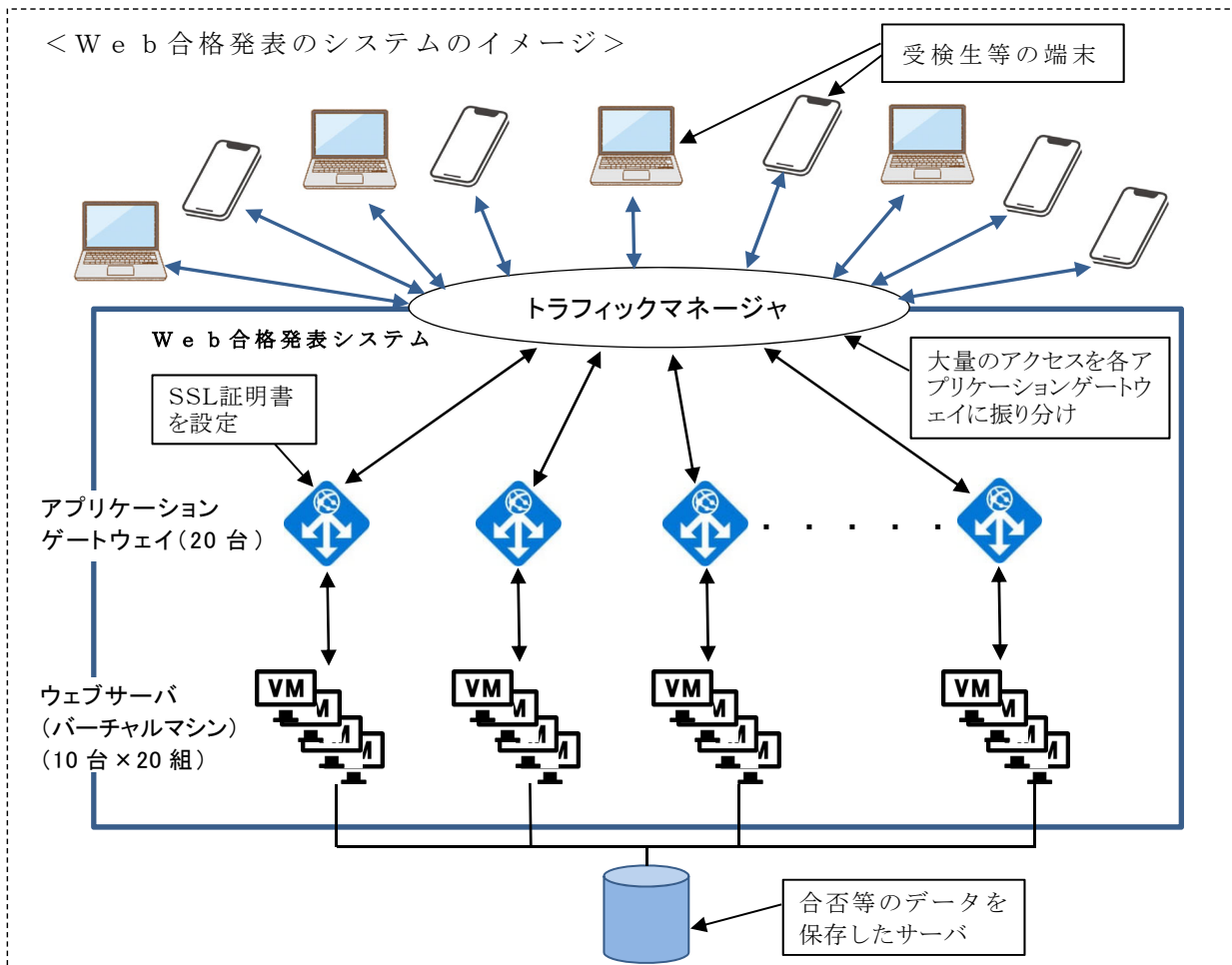
### 1 概要

神奈川県公立高等学校入学者選抜共通選抜の合格発表については、令和3年度入学者選抜から、新型コロナウイルス感染症への対応としてWeb上での発表としている。令和4年3月1日の合格発表において、業者委託によるWeb合格発表を午前9時から予定していたが、サーバトラブルにより、9時の時点で一部の端末から受検生が閲覧できない状況が発生した。その後、状況は改善し、9時20分にはすべての受検生が閲覧できる状況に復旧した。

### 2 Web合格発表のシステムについて

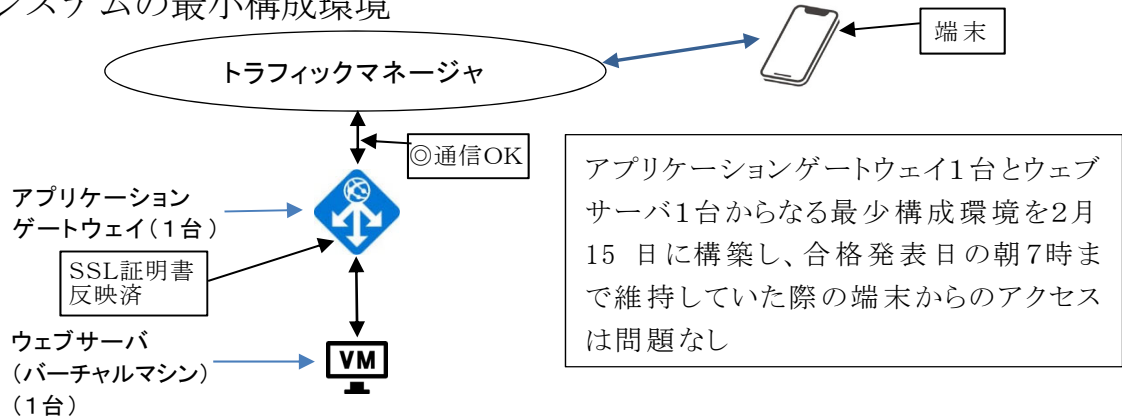
#### (1) Web合格発表のシステムの概要

- Web合格発表は、クラウドを利用し、同時に多数のアクセスがあってもダウンすることなく対応できるよう、システムを構成している。
- このシステムは、ウェブサーバの台数を増やし分散処理することにより処理能力を高めるため、下の図のように、20台のアプリケーションゲートウェイ※1の下に各10台のウェブサーバを配置する構成としている。



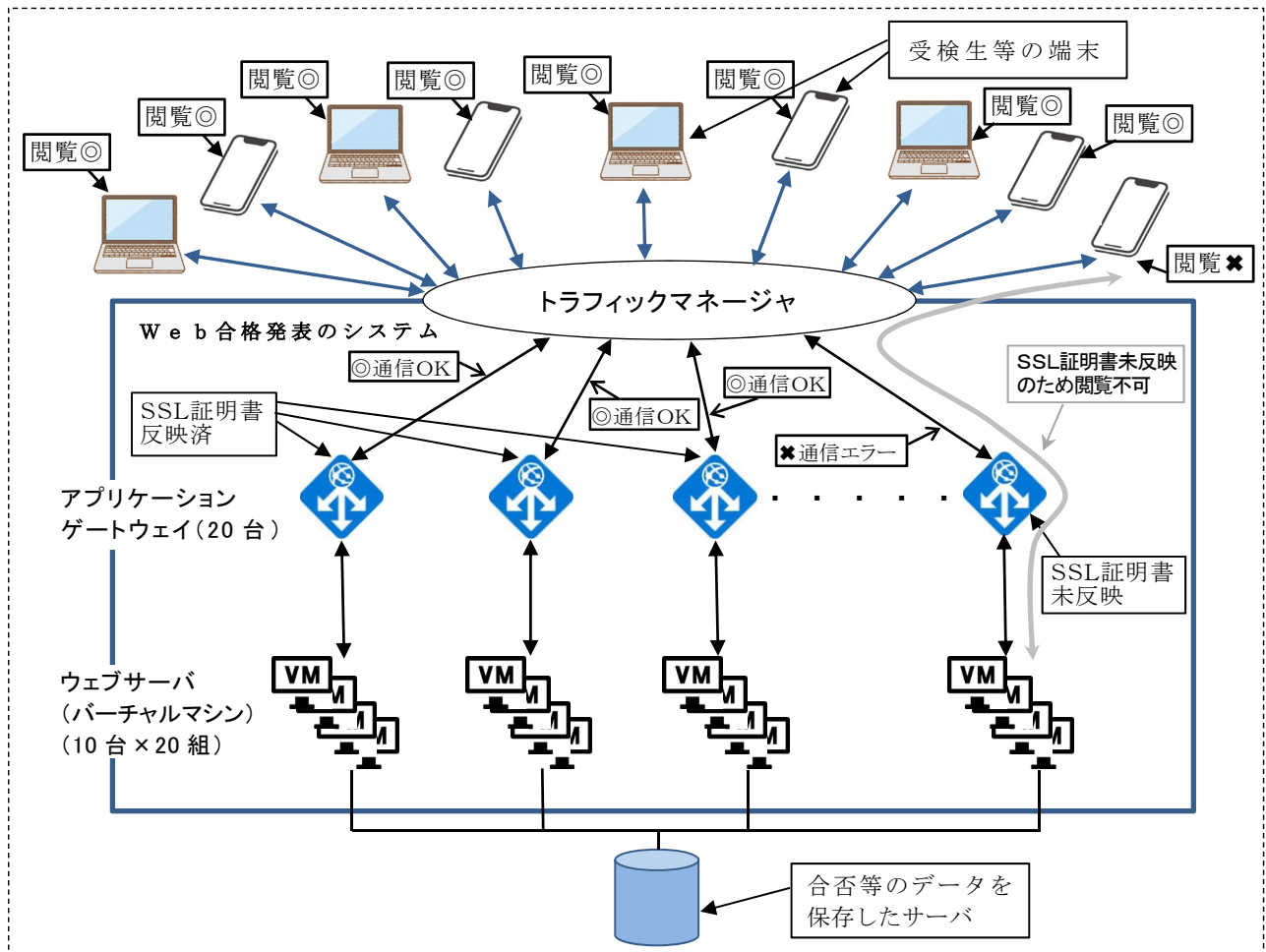
※1 アプリケーションゲートウェイは、ファイアウォールの一つで、不正な通信がないかチェックする。各端末とウェブサーバ間で通信データの暗号化を行うための証明（SSL証明書、以下「証明書」という）をアプリケーションゲートウェイに設定し反映されることで、安全な通信を確保する。

(2) システムの最小構成環境



(3) 一部でシステム障害が生じた際のシステムの状況

- 端末からのアクセスを、トラフィックマネージャが振り分けている。端末とウェブサーバの通信は、証明書が反映されることが必要。
- 既に証明書が反映されていた大部分のアプリケーションゲートウェイに端末がつながった場合は合否結果を閲覧できたが、一部の証明書が反映されていないものにつながった場合は閲覧できない状況となっていた。



### 3 当日の対応について

- Web合格発表を閲覧できない受検生については、志願先の高等学校において合否の確認を行っていただくよう、9時過ぎに中学校経由で連絡した。
- Web合格発表を閲覧できなかったために、志願先の高等学校で合否の確認を行った受検生は27校38人であった。

### 4 システム障害の原因について

- Web合格発表は、クラウドを利用し、同時に多数のアクセスがあってもダウンすることなく対応できるよう、システムについては、20台のアプリケーションゲートウェイの下に各10台のウェブサーバを配置することで、サーバの台数を増やし分散処理によって処理能力を高めている。
- 委託した業者においては、昨年度は発表当日の朝7時からサーバを増設し、システム全体を構築したところ、支障なく正常に稼働できた。そうしたことから、今年度も当日の朝7時からサーバの増設を開始し7時45分までに構築したが、その後、証明書がすべてのアプリケーションゲートウェイにおいて反映するまでに通常想定されるより時間を要した。なお、想定より多くの時間を要した原因については不明である。
- そのため、9時の時点では、既に証明書が反映されていた大部分のアプリケーションゲートウェイに受検生の端末が繋がった場合は合否結果を閲覧できたが、端末からのアクセスのタイミングにより、証明書が反映されていない一部のアプリケーションゲートウェイにつながった場合にエラーとなり、合否結果を閲覧できない状態となった。

### 5 再発防止策について

- ウェブサーバのシステム環境を構築するに当たり、証明書が反映されるまでに想定外に時間を要することにも備え、十分な時間を確保してシステムを構築することが必要である。
- そのため、実際の発表環境において、端末から閲覧できることを確認した上で、合格発表を迎えることができるよう、合格発表日の前日までにシステム環境を構築するなど、安定して稼働する環境を確実に整える。